

政策評価に関する有識者会議 労働WG（第18回）	資料 4－2
令和7年7月16日	

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標Ⅴ－5－1

求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

確認すべき主な事項（実績評価書）

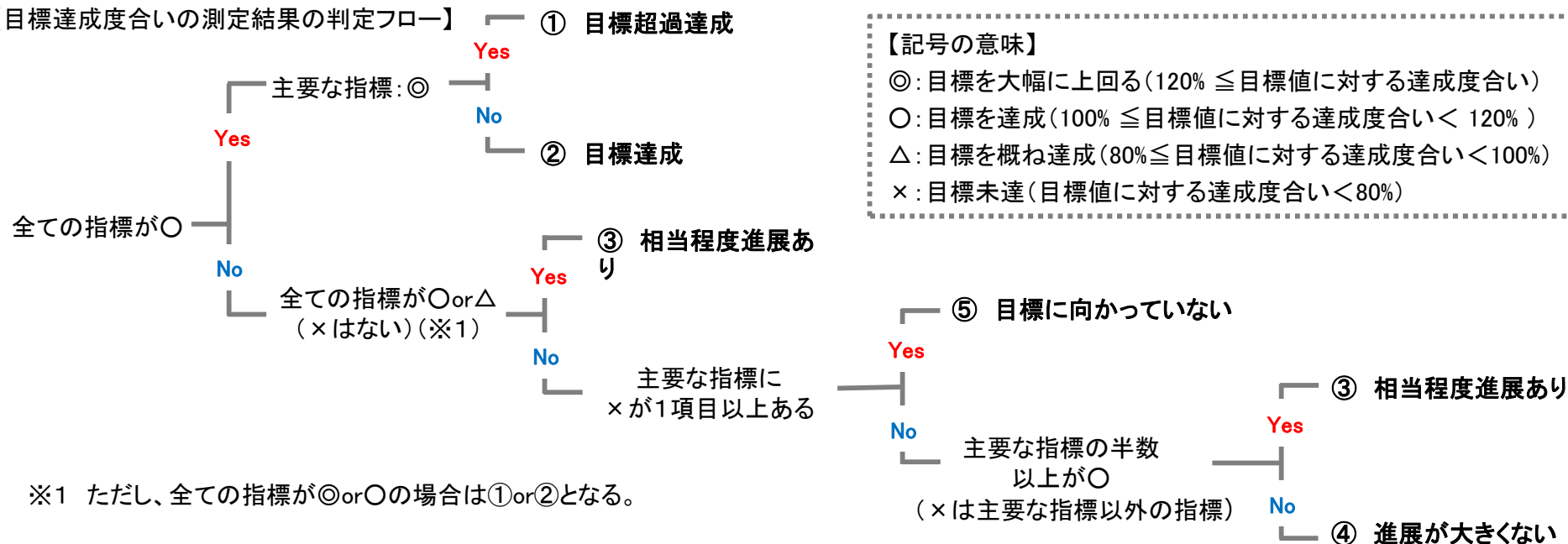
測定指標について	
1	各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。 (注1)当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。
有効性の評価について	
2	目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。
3	目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。
4	外部要因等の影響について、適切に分析されているか。
効率性の評価について	
5	目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。 (注2)複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。
6	施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。
7	目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。
現状分析について	
8	各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。
次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直し)について	
9	目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。
10	過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。
11	現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。
12	各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要 件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	- 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」(①もしくは②に該当する場合を除く)、もしくは、 - 主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

（参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると思料される指標から選定する。
 - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
 - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
 - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

（参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

（参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

【有効性の評価】

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
 - ① 目標数値の水準設定の妥当性
 - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
 - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
 - ④ 予算執行面における問題点

【効率性の評価】

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

【概要】令和6年度実績評価書（案）（施策目標V-5-1）

基本目標V： 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標5： 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

施策目標1： 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

現状（背景）

- **求職者支援制度**は、雇用保険と生活保護の間をつなぐ**第2のセーフティネット**として、雇用保険を受給できない求職者に対し、**無料の職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援等**により、求職者の早期の就職を支援。

（参考）求職者支援訓練の受講者数：38,944人（令和6年度速報値）、職業訓練受講給付金初回受給者数：7,673人（令和6年度）

1. 求職者支援訓練による求職者の就職支援

- 雇用保険が適用されない又は雇用保険の受給が終了しても再就職ができないといった、雇用保険の給付を受けられずに失業している求職者が存在。

※ 平成25年度を対象として行われた調査では、雇用保険（失業給付基本手当）の受給期間中に再就職先が見つかった人は4割程度（平成28年度JILPT調査）。

課題1

雇用保険の対象とならずに失業している求職者が存在しており、安定した就職の実現に向けた制度の活用促進に取り組む必要がある

達成目標1

雇用保険を受給できない求職者に対する職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援の実施

【測定指標】 太字・下線が主要な指標

1 求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の雇用保険適用就職率（アウトカム）

2 求職者支援訓練修了者における満足度（アウトカム）

【参考】 3 職業訓練受講給付金初回受給者数（アウトプット）

2 求職者支援訓練の受講促進

- ハローワーク利用者への訓練の周知・受講勧奨に加え、関係機関（都道府県、市町村、労使団体、商業施設等）や生活困窮者の支援機関（社会福祉協議会、自立相談支援機関、福祉事務所等）と連携した訓練の周知・広報、SNSなどを活用したアウトリーチ型の周知・広報を実施するとともに、訓練コースの設定を促進。

（受講促進への取組の例）

- ・ 自治体や労使団体等へのリーフレットの配布
- ・ 地元新聞などへの訓練情報の掲載依頼
- ・ 支援機関ホームページへのバナー掲載依頼
- ・ 労働局やハローワークのSNSアカウントでの制度情報等の定期的な配信
- ・ 訓練コースの設定促進（認定職業訓練実施奨励金の上乗せ等）

- しかしながら、対象者人員（当初見込み）には届いていない状況。

（参考）令和6年度は受講者数当初見込み48,261人に対して、受講者数は38,944人（速報値。対前年度比13%減）。

課題2

必要な者に制度による支援が行き届いていない可能性がある

達成目標2

雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講促進

4 求職者支援訓練受講者数（アウトカム）

【参考】 5 求職者支援訓練設定コース数（アウトプット）

6 求職者支援訓練デジタル分野設定コース数（アウトプット）

【概要】令和6年度実績評価書（案）（施策目標V-5-1）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1 雇用保険を受給できない求職者に対する職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、HWIにおける就職支援の実施】

指標1: △

指標2: ○（目標達成率 104%）

【達成目標2 雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講促進】

指標4: △（目標達成率 81%）

【目標達成度合いの測定結果】

③（相当程度進展あり）

【総合判定】

B（達成に向けて進展あり）

（判定理由）

- ・ 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」となった。
- ・ 以上より、上記のとおり判定した。

施策の分析

《有効性の評価》

- 指標1については、実践コースは目標にわずかに届かなかった（目標達成率98%）ものの、実績値は前年度比増かつ近年上昇傾向にあり、また、基礎コースは目標を達成した（目標達成率108%）ことから、現下の取組は有効に機能していると評価できる。
- 指標4については、コロナ禍の特例措置として、一部の訓練コースにおいて訓練期間・時間の特例措置を設けていたが、令和6年4月より特例措置が見直されたこともあり、目標未達となった。しかし、雇用保険の対象とならずに失業している求職者に対する各種周知・広報等の取組により、概ね目標は達成していることから、現在の取組は有効に機能していると評価できる。

《効率性の評価》

- 指標1については、近年予算額が大きく変わっていない中、ハローワークが職業訓練の情報提供から訓練受講後の就職までの支援を、訓練実施機関との連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行ったことにより、概ね目標を達成しており、求職者支援訓練は効率的に実施していると評価できる。
- 指標4については、近年予算額が大きく変わっていない中、雇用保険の対象とならずに失業している求職者が求職者支援訓練を通じて安定した就職を実現できるよう、求職者支援制度の周知・広報や積極的な受講勧奨の取組を行ったことにより、目標を概ね達成しており、求職者支援制度の受講促進について効率的に実施していると評価できる。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直しについて）

【達成目標1】

- 求職者支援制度について、就職率及び訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握・分析し、必要な場合には、訓練内容やハローワークの就職支援等業務内容の見直しを検討する必要があることから、引き続き、指標1・2を測定指標に設定し、目標達成に向け、着実に取組を進める。

【達成目標2】

- 指標4については、引き続き、目標達成に向け、着実に取組を進める。

《現状分析》

- 指標1について、求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして位置づけられ、その役割は重要。実績値も順調に推移していることから、引き続き、目標達成を目指し、雇用保険の対象になっていない方々等の安定した就職の実現に向けて就職支援等に取り組む必要がある。
- 指標4については、近年、連続して目標に届いていないが、受講促進に向けては、令和5年度の行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘等も踏まえ、
 - ・ ハローワークにおける求職者への周知のほか、生活困窮者等を支援する地方公共団体など関係機関との連携の強化や各種メディアを活用した幅広い広報
 - ・ 地域職業能力開発促進協議会でのヒアリング等を通じて企業が求める人材ニーズに応じたデジタル分野コースの充実を図るとともに、デジタル分野の訓練コースの奨励金上乗せにかかる必要な予算額の計上、企業実習を組み込んだコースの設定など訓練内容の改善、ハローワークにおける職業訓練修了者歓迎求人や未経験者応募可能求人の確保など就職支援の強化
 - ・ 職業訓練コースについて、地域職業能力開発促進協議会において、関係者からの意見の聴取や産業ニーズを踏まえた訓練内容を設定するとともに、職業訓練コースの内容に関連した業務への就職となるよう同会ワーキンググループにおいて、個別の訓練コースの訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善等に取り組んでいるところ。引き続き、目標達成を目指し、雇用保険の対象になっていない方々等の安定した就職の実現に向けて、受講者の確保に取り組む必要がある。

求職者支援制度の概要

制度創設の経緯

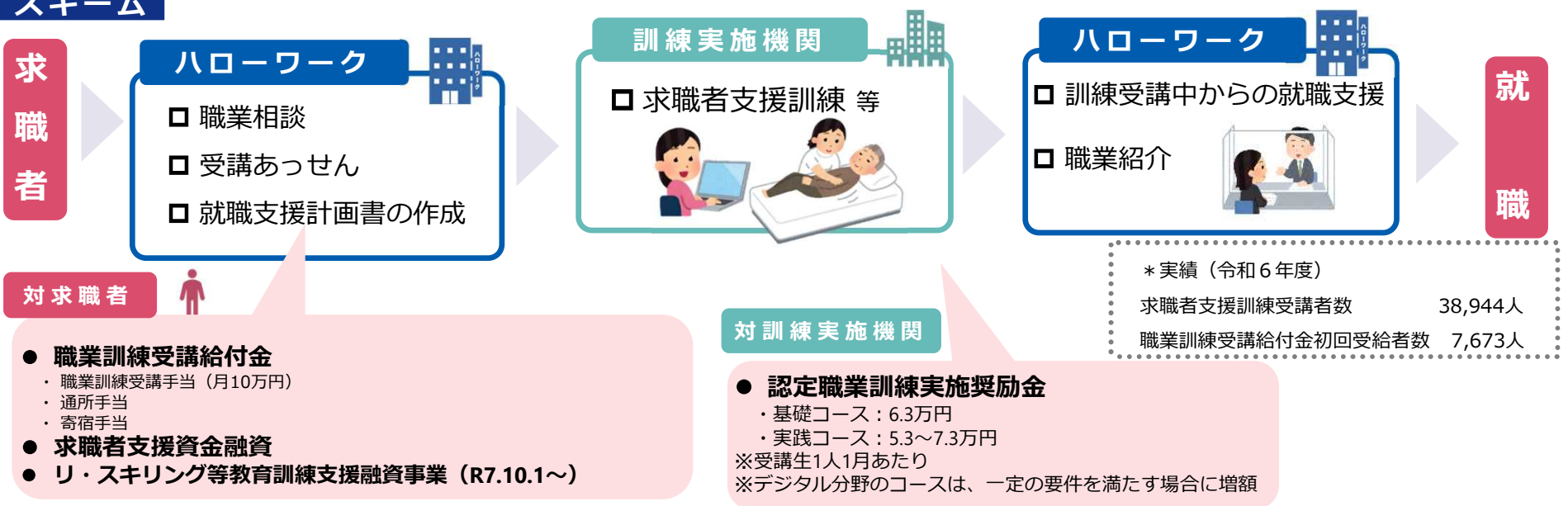
- 平成20年秋のリーマンショック後の、いわゆる「派遣切り」に代表される、非正規雇用労働者を中心とする大規模な雇用調整の発生や長期失業者割合の増加、3人に1人が非正規雇用労働者となる労働市場の変化による恒常的、構造的な問題の顕在化
- 雇用保険を受給できない求職者に対して、**最後のセーフティネットである生活保護制度に至る前に、雇用保険制度へ戻す第二のセーフティネットを恒常的に整備する必要**

求職者支援制度の創設（平成23年10月1日施行）

概 要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら無料の職業訓練を受講し、再就職、転職、スキルアップを目指す制度
- ハローワークにおいて、訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで一貫した就職支援を実施
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練の受講が可能

スキーム



求職者支援訓練受講者に対する就職支援の取組

- ハローワークでは、職業訓練受講前の段階から、訓練受講中、就職までの一貫した就職支援を実施しており、職業訓練の情報提供や、訓練受講者ごとの就職支援計画の作成、訓練受講中における訓練実施機関と連携した支援など、訓練開始前から訓練終了後の就職に至るまで、就職に向けた個別・伴走型できめ細かな支援を行う

就職支援のながれ（3か月訓練の例）

[訓練開始前]

ハローワークで職業相談
● 求職申込・制度説明 ● 制度の要件を満たすことの確認 訓練受講の必要性判断など ● 訓練コース選定、受講申込 ● 給付金事前審査



訓練実施機関による選考

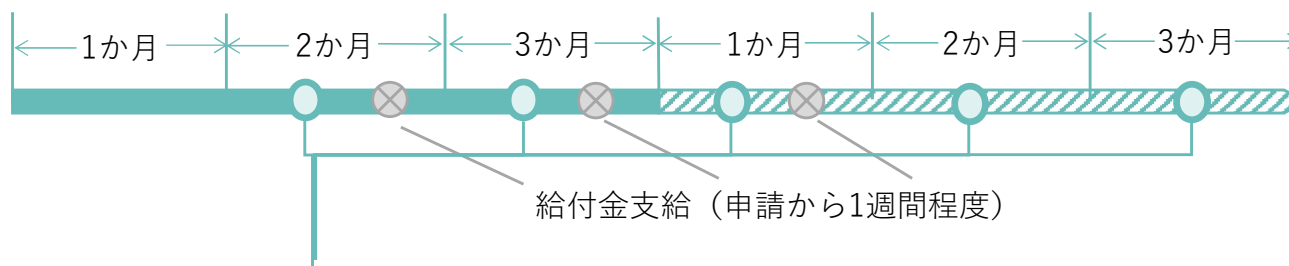


ハローワークで職業相談
就職支援計画（※）作成、受講あつせん

※訓練から就労支援まで一貫した就職支援を行うための個別の支援計画

[訓練受講中]

[訓練終了後]



ハローワークの指定来所日（※）

- 求職活動状況の確認
- 次の月の就職支援措置の作成
- 応募求人の選定など（訓練終了1月前メド）
- 給付金の支給申請・審査

* 訓練終了後3か月までを就職支援期間として、月ごとに指定来所日を設定



訓練実施機関

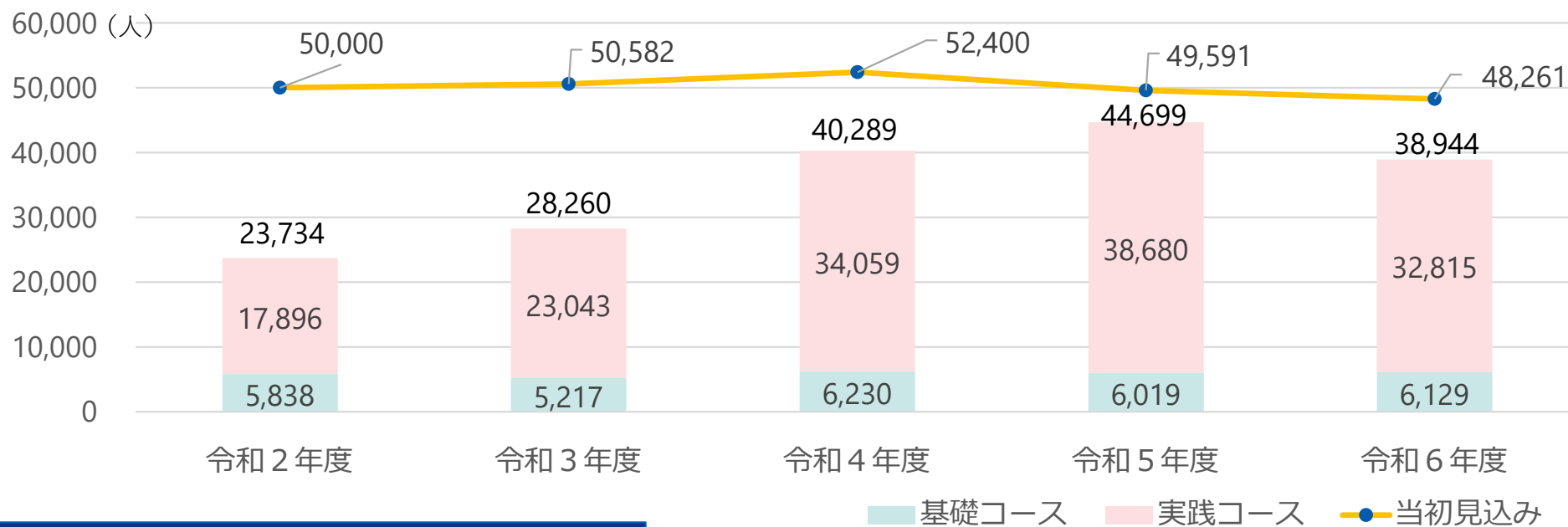
- 職業訓練に加え、
- 訓練受講者の出欠状況の証明
 - キャリアコンサルティング
 - 履歴書の作成指導、求人情報提供などをハローワークと連携して実施



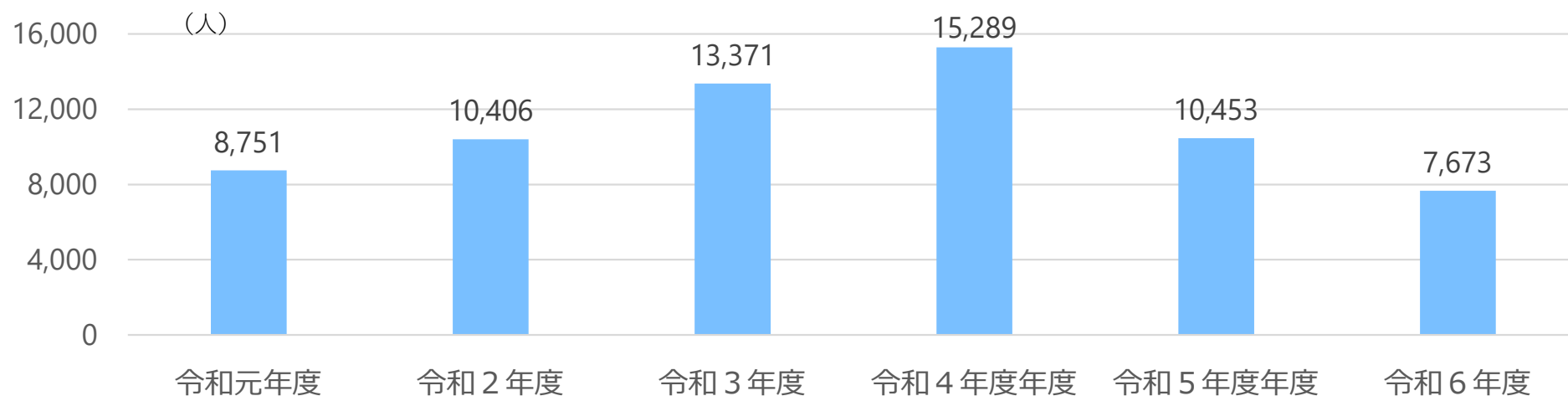
求職者支援訓練の受講者数・給付金の受給者数の推移

求職者支援訓練 受講者数の推移

※令和6年度は速報値



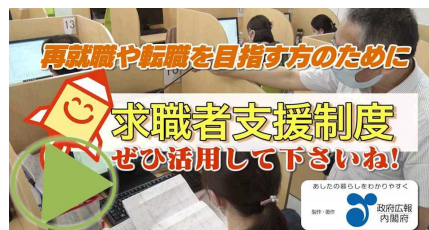
職業訓練受講給付金 受給者数の推移



求職者支援訓練の周知広報の取組

□ インターネット広告

- YouTubeでのPR動画の配信
(PR動画視聴回数 1,024万回)
※令和3年～令和6年度末までの延べ視聴回数



[PR動画]

□ SNSを活用したプッシュ型広報

- X(旧Twitter)、Facebookでの情報発信
- 首相官邸メルマガ、内閣府男女共同参画メルマガなどでの情報発信

□ 民間サイト、雑誌などへの掲載

- 民間求人サイト、求人情報誌などへの周知用バナーや制度情報掲載

□ 「映画 すみっコぐらし」とのタイアップ

- 関係各所においてタイアップポスターの掲示、特設サイトの開設



[映画とのタイアップポスター] [デジタル訓練リーフレット]

□ 対象者を絞ったリーフレットによる周知

- 女性向けデジタル分野や介護分野等に特化したリーフレットによる周知

□ 労働局、ハローワークでの広報

- SNSでの管内実施訓練コース情報の発信
- 公共交通機関における周知
- 労働局作成PR動画のYouTube配信
- ラッピングバスの運行
- 周知広報グッズの作成・配布



[ラッピングバス]



[新宿駅西口大型ディスプレイ]

□ 関係機関（都道府県、市町村、労使団体、商業施設など）や生活困窮者の支援機関と連携した周知・広報

求職者支援訓練修了者の就職率・訓練コース数等の推移

就職率の推移

就職率（％）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（※）
基礎コース	52.5	53.9	57.1	60.1	62.7
実践コース	60.0	60.0	59.0	60.6	61.8

※令和6年度は令和6年8月末までに終了したコースについて集計。

コース数等の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
コース数	2,300	2,791	3,256	3,518	3,192
定員数	36,479	45,404	55,373	61,582	53,056
定員充足率	65.1	62.2	72.8	72.6	73.4
応募倍率	0.91	0.85	1.06	1.03	1.06

雇用失業情勢の推移

